

# 国外犯罪被害弔慰金等支給制度のご案内

国外犯罪被害弔慰金等支給制度とは、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民のご遺族の方に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

## 国外犯罪被害弔慰金

**支給額 200万円**

### ○支給を受けられる方

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

### ○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①被害者の配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※ 被害者一人あたり総額200万円で、第一順位遺族が複数人いる場合は均等に分割されます。

## 国外犯罪被害傷害見舞金

**支給額 100万円**

### ○支給を受けられる人

障害が残る被害者本人

### ○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体または精神の障害で法で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの）をいいます。

※ 国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

### ◇ 申請

日本国内に住所を有する方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に行ってください。申請の受付は、各都道府県警察本部で行っています。

なお、日本国外に住所を有する方は

- ① 住民基本台帳に記録されたことがある場合・・・日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する都道府県公安委員会
- ② 住民基本台帳に記録されたことがない場合・・・本籍地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。  
また、海外の住所を管轄する領事官を経由して申請を行うこともできます。

### ◇ 申請期限

国外において行われた犯罪行為による死亡もしくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、または死亡若しくは障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。

### ◇ 対象となる犯罪被害

日本国外（日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。）において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪にあたるもの（過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。）による死亡または障害をいいます（平成28年11月30日から施行）。

### ◇ 被害者の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。）

### ◇ 被害者の遺族の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方

## 国外犯罪被害弔慰金等支給制度 Q & A

Q 弔慰金等の申請はどこで行うのですか？

A 申請者の住所地を管轄する都道府県警察本部で申請を行うことができます。  
なお、海外にお住まいの方は最寄りの在外公館でも申請を行うことができます。

Q 海外の制度の下で、申請に必要な書類が準備できない場合はどうすればよいですか？

A 申請の際に添付することが必要とされる書類でも、例えば、死亡診断書等一部の書類については、その書類を準備できない理由が記載された書類を提出することで申請が可能です。

Q 国外犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも弔慰金等が支給されるのですか？

A 犯罪による被害でも、例えば次のような場合には、弔慰金等が支給されないことがあります。

- 被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などがあったとき
- 被害者が犯罪行為を誘発し、または容認したとき
- 被害者が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 被害者または被害者の遺族と加害者との関係その他の事情から弔慰金等を支給することが社会通念に照らして適切でないと認められるとき

Q 国外で交通事故によって被害を受けた場合には、弔慰金等は支給されますか？

A この制度は、故意の国外犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故による被害には、弔慰金等は支給されません。ただし、故意に車両等でひいたことによる被害については弔慰金等の支給対象とされることがあります。

Q 国外で発生した犯罪行為によって傷害を負い、その犯罪行為が原因で帰国後に亡くなると、弔慰金は支給されますか？

A 亡くなる原因となった犯罪行為が国外で発生した場合、弔慰金の支給対象となります。

Q 第一順位の遺族が弔慰金の申請をしない場合、次の順位の遺族が弔慰金の申請ができるようになりますか？

A 弔慰金の支給を受けることができるのは、第一順位の遺族のみとされていますので、第一順位のご遺族が弔慰金の申請をしないこととした場合、他のご遺族が弔慰金の支給を受けられるようになるわけではありません。

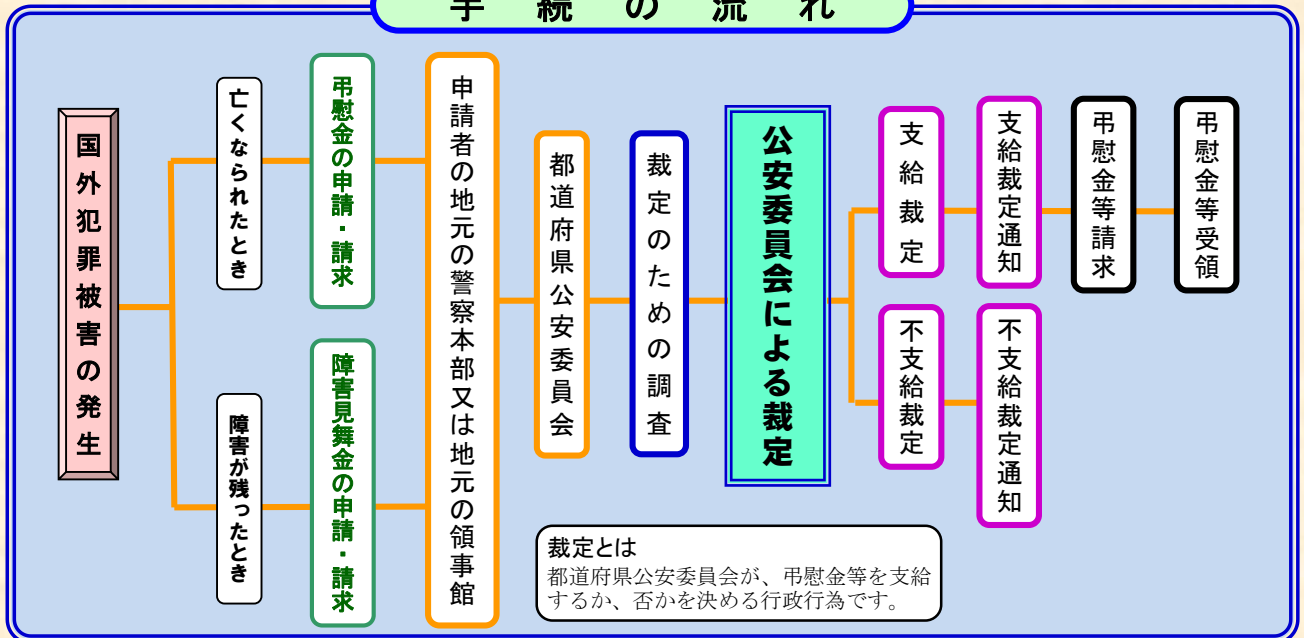
Q 長い間国外に住んでいる家族が亡くなったのですが、弔慰金を受給することができますか？

A 被害者（日本国籍をお持ちの方）が海外に永住すると認められる方であれば、弔慰金の支給対象となります。

Q 亡くなった家族には海外で暮らす外国籍の妻（夫）がいますが、日本国籍を持つ他の家族は弔慰金を受給できますか？

A 第一順位のご遺族の方が日本国籍をお持ちでなく、かつ、日本に住所を有していない場合、他のご遺族が日本国籍をお持ちであっても、弔慰金は支給されません。

## 手 続 の 流 れ



お問い合わせ先

群馬県警察本部 犯罪被害者支援室  
☎ 027-243-0110 (内線 2154, 2155)